

## ～太子町結婚新生活支援事業～

# 新婚生活を応援します！

結婚後に新たな生活を始めるための新居の購入費や家賃、引越し、リフォーム費用の一部を助成します。

### <対象となる世帯(主となる条件)>

- 令和6年1月1日～令和7年3月31日までに婚姻届が受理され、申請時点で対象となる住居が本町にあり、かつ当該居住地に住民登録を有し、居住していること。
- 婚姻届受理時点で夫婦共に39歳以下の世帯(パートナーシップ宣誓制度利用者も可)
- 夫婦の直近の所得合計が500万円未満の世帯

### <対象となる経費>

- (令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に支払われた分)
- 新規の住宅賃貸費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)
  - ※住宅手当などが支給されている場合、住宅手当分は対象外になります。
  - 新規の住宅取得費用
  - 結婚に伴う引越し費用、リフォーム費用(補助対象にならない費用もあります。)

### <助成額>

- 夫婦ともに29歳以下のもの ⇒ [上限:60万円]  
上記以外で夫婦ともに39歳以下のもの ⇒ [上限:30万円]

※あてはまるかな?と思ったら  
下記にご相談ください。  
申請にあたっての必要書類は、  
裏面をご覧ください。  
(ただし、予算がなくなり次第、申請受付  
を終了します)

### <申請期間>

令和6年4月1日～  
令和7年3月31日まで

◇問い合わせ先  
太子町役場 政策総務部 秘書政策課  
電話 0721-98-5531(直通)



## <提出書類>

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ③ 所得証明書
- ④ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類(借入れがある場合)
- ⑤ (住宅取得の場合)売買契約書及び領収書の写し
- ⑥ (リフォームの場合)工事請負契約書及び領収書の写し
- ⑦ (住宅賃借の場合)賃貸借契約書及び領収書の写し
- ⑧ 住宅手当支給証明書(様式第2号)(給与所得者の場合)
- ⑨ (引越し費用の場合)引越費用に係る領収書の写し
- ⑩ 同意書(様式第3号)
- ⑪ 誓約書(様式第4号)



申請期間は、令和6年4月1日  
～令和7年3月31日です。  
※申請前に、ご相談ください。

### ◇問い合わせ先

太子町役場 政策総務部 秘書政策課  
電話 0721-98-5531(直通)